

平成 25 年度

新任期及び指導（プリセプター）保健師を対象とした保健指導ミーティング 実施要綱

1. 背景および概要

日本看護協会では、地域保健活動の普及と充実を図ることを目的に、平成 20 年度から厚生労働省より「保健指導支援事業」を受託し、推進してきた。事業内容は、保健指導のスキルアップとネットワーク強化をねらいとした保健指導ミーティング（人材育成事業）の企画・実施と、保健指導技術の向上を目指したスキルアップ事例集やポピュレーションアプローチの評価の提言書などの作成（保健指導技術開発事業）の 2 事業である。

保健指導ミーティングについては、これまでの 5 年間、都道府県看護協会保健師職能委員会とともに推進し、延べ 33 都府県にまで拡大し、保健師の参加は、市町村、保健所、事業所、病院等多様な領域から得られ、保健指導のスキルアップの動機づけおよびネットワークの強化に効果があった。

ところで、「平成 22 年度 保健師の活動基盤に関する基礎調査」の結果によると、これまでに新任教育を受けたことのある者は約 8 割となっており、行政分野でもいまだに 20 歳代の 1～2 割弱には受講経験がなく、早急な改善が望まれる。また、行政分野以外の保健師にはそれ以上に研修受講の機会が少なく、病院等で 5 割に満たない現状がある。また、新任期における指導（プリセプター）保健師による指導を受けた者は 4 割強となっており、特に市町村・産業・医療の分野では、指導を受ける機会は 2～3 割の状況であった。

しかし、行政・産業等の領域にかかわらず、保健指導においては、新任期でも身につけておくべき能力がある。保健指導ミーティングは、保健指導のスキルアップの動機づけに効果があり、自らの実践を振り返りながら学ぶには適した機会である。さらには、産業・福祉分野では一人配置が多いが、特に新任期には保健師を孤立させないようなネットワーク構築が重要である。

これらのことから、平成 25 年度は、従来開催してきた保健指導ミーティングを、新任期（1 年～5 年程度）及び指導（プリセプター）保健師を対象とした企画・実施と位置付け、都道府県看護協会と連携しながら進めていく。また、平成 25 年度は、行政保健分野にとどまらず、産業保健、福祉（地域包括支援センター等）の領域への周知強化も合わせてすすめていく。

2. 実施期間

平成 25 年 6 月～平成 26 年 3 月

3. 事業内容

(1) 事業目的

行政のみにとどまらず産業等領域を超えた、新任期及び指導保健師の保健指導のスキルアップの動機づけと、ネットワーク形成を目指す

(2) 到達目標

① 保健指導のスキルアップの動機づけとなる

(ア) 新任期及び指導保健師は、保健指導の実践事例の検討を通して自身の実践を振り返ることができる

(イ) 新任期及び指導保健師は、自身の今後強化すべきスキルに気づくことができる

(ウ) 指導保健師は、新任保健師とともに実践事例の検討に加わる事を通して、新任保健師に対する今後の指導に活かすことができる

② 領域を超えた新任期保健師及び指導保健師間のネットワークが図られる

(3) 実施体制

都道府県看護協会保健師職能委員会、日本看護協会保健師職能委員会及び事業開発部、

必要時には、有識者による検討を実施

(4) 企画の募集と実施

- ① 対象者：実務経験1～5年程度の保健師（新任期保健師）とその指導役（プリセプター）保健師
領域は、行政、産業、医療、福祉（地域包括支援センター等）等
- ② 実施方法：都道府県看護協会保健師職能委員会からの企画公募
- ③ 公募期間：平成25年7月1日（月）～ 8月26日（月）
- ④ 実施期間：平成25年9月～平成26年1月
- ⑤ 開催箇所：都道府県20箇所程度
- ⑥ 実施要件：
 - 都道府県看護協会が実施主体となる
 - 都道府県と都道府県看護協会が連携し、様々な領域で活動する保健師に提案していく
 - 都道府県看護協会と連携し以下の点に留意した保健指導ミーティングを企画・実施する
 - 新任保健師の保健指導の実践事例発表を取り入れる
 - 実践事例発表やグループ討議での事例検討を通して、新任期保健師には新任期に必要な個別事例のアセスメント能力が育成される契機となるよう、また、指導役保健師には指導役保健師自らも学ぶことに加え、新任保健師に対する今後の支援に活かすことができるよう配慮する
 - 保健指導ミーティングのテーマは以下とする
生活習慣病予防、母子保健、精神保健、介護予防、災害保健活動等

(5) 現地情報収集の実施

事務局が現地に出向き、情報収集を行う（3か所程度）

4. 事業予算

保健指導支援事業予算（見込み）6,583千円

都道府県が開催する保健指導ミーティングの下記の費用について本会が負担する

※1件あたり上限額は35万円未満まで

謝金、旅費（交通費・宿泊費・日当）、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費、借料および損料（会場費）の実費（但し本会規定）

※事業費は参加人数、開催頻度等を勘案し予算総額に合わせて調整

5. 周知

これまで保健指導ミーティングへの参加が少なかった領域（産業・医療・福祉等）に対しても以下の方法等で効果的な周知を行う

- 都道府県看護協会から、都道府県の主管課等及び連絡会・研修会等を通しての周知
- 日本看護協会から、日本保健師連絡協議会で関わりのある団体（全国保健師長会、全国保健師教育機関協議会、日本公衆衛生看護研究会、日本産業保健師会）に対する周知及び協会ニュース・雑誌等に案内を掲載

6. 期待される効果

- 都道府県看護協会が、新任期及び指導役保健師の保健指導のスキルアップの契機となる保健指導ミーティングを開催できる
- 領域を超えた新任期及び指導役保健師を取り巻くネットワーク構築ができる

7. 成果の普及

協会ニュース、本会公式ホームページ等で公表予定